

久留米市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会について

1. 法的根拠

▽社会福祉法

- 第7条 社会福祉に関する事項を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。(抜粋)
- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

2. 調査審議事項

▽久留米市社会福祉審議会運営要綱

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- ①民生委員審査専門分科会 ②障害者福祉専門分科会
③老人福祉専門分科会 ④児童福祉専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1のとおりとする。
(別表第1の抜粋)

分科会等名	区分	具体的な内容
民生委員審査 専門分科会を除く 各専門分科会		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会福祉法人の設立、社会福祉施設の設置に関する事項</u> ※資料1 - ②参照
老人福祉専門 分科会	老人の福祉に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見 ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見 ・上記のほか、老人の福祉に関する事項

3. 開催実績

年度	日付	内容
H30	5月2日	▽報告事項 ・老人福祉専門分科会の役割等について ・地域密着型特別養護老人ホームの整備について
R1	2月26日	▽審議事項 ・令和元年度社会福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の設置認可について
R2		開催実績なし
R3	10月12日	▽審議事項 ・社会福祉法人の設立について
R4	11月16日	▽審議事項 ・社会福祉法人の設立について
R5	1月24日	▽審議事項 ・令和5年度社会福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の設置認可について
R6	5月9日	▽報告事項 ・老人福祉専門分科会の役割等について
R7		開催実績なし
R8	5月11日	▽報告事項 ・老人福祉専門分科会の役割等について